

監査報告書

公立学校共済組合静岡支部
支部長 池上 重弘 様

監査員 伊藤 諭
監査員 橋本 純

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合静岡支部の定期監査及び臨時監査を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の年月日
令和 5 年 6 月 14 日 (水)
- 2 監査対象期間
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
- 3 監査事項
短期・厚生年金保険・経過的長期・退職等年金・業務・保健・貸付の各経理に係る事業の内容、諸帳簿、伝票、証ひょう書類、資産の管理
- 4 監査の結果の概要
各経理とも、諸帳簿等について適切な会計処理が行われており、業務についても適正に執行されている。
- 5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項
なし
- 6 文書をもって注意しなければならない事項
なし

7 その他参考事項

- (1) 災害見舞金について、被災者は、自分の生活で手一杯の状態になっている。今後も、申請から給付までの期間を可能な限り短くしていただく配慮と、丁寧な対応をお願いしたい。
- (2) 傷病手当金について、定年延長の実施に伴い、今後は高年齢層の請求も増加することが見込まれる。申請書の作成に苦慮することが見込まれるため、丁寧な対応をするとともに、できるだけ簡潔に申請できるようなシステムを構築してもらいたい。
- (3) ペーパーレス化が進展しているにも関わらず、規程上で紙での提出が求められているものが多いことから、本部への働きかけを行い、可能な範囲でペーパーレス化を進めていただきたい。
- (4) 支部間の情報交換を積極的に行い、支部から現場の声を上げていくことで本部を動かし、より良い共済制度・システムが構築されるよう努めていただきたい。
- (5) 医療・介護・教育の無償化など北欧の福祉国家が行うような事業、民間企業が行っている保険制度や他の共済制度との連携などを行うなどにより、相互扶助の社会が実現できるよう、公立学校共済組合がその一翼を担っていただきたい。